

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 1 2 月 1 5 日

郡上市長 日置 敏明

記

【実質化された人・農地プラン】

1. 協議の場を設けた区域の範囲

八幡・有穂（小久須見・棚井・神谷・在原）地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

策定 令和 2 年 7 月 2 1 日

更新 令和 2 年 1 2 月 1 2 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

4 経営体数

法人 1 経営体

個人 3 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 対象地区の課題

- ・アンケート調査結果で「農業をやめる」又は「経営規模を縮小する」と考える農家で「農業後継者がいない」と回答した農家の農地を中心に、今後の農地維持の在り方について協議する必要がある。
- ・農地を貸し出すことになった場合、「有穂地区内の個人農家に貸し出す」又は「集落営農組織を新たに設立する」ことを望む農家が多い。有穂地区内で規模拡大を予定する農家は 1 名であり、集落営農組織について検討する必要がある。

5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・有穂地区の水田及び畑地利用は、アンケート調査で 5 年後に農業経営を維持すると回答した農家を中心として営農を行う。
- ・今後、個人農家で農地を維持できない場合、遊休化しないよう地区代表者や担い手に相談した上で貸し出しを検討する。担い手に農地を貸し出す際には地権者の理解を得ながら農地中間管理機構を活用した権利設定を推進する。アンケート調査結果により、集落体制づくりについて検討する。
- ・個人農家や担い手の経営安定化による農地維持を図るため、担い手の意見を取り入れ

ながら必要に応じて経営農地の入れ替えや農業生産基盤整備事業について取り組む。
また、継続した国交付金の活用により営農支援、農地保全に努める。

6. 5の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

・農地の貸付け等の意向

アンケート調査の結果、新たに貸付け等の意向が確認された農地及び5年後に農業をやめる個人農家の農地（担い手が既に借り受けている農地は除く）は、5.0haである。今後、対象農地で営農を希望する農家又は担い手を探しながら貸付意向のある農地からマッチングを進める。

・農地中間管理機構の活用方針

担い手への農地貸付を検討することと合わせて、農地中間管理事業について地区や地権者の理解を図りながら、中間管理権の設定を図る。中間管理権の設定については地区及び営農を継続する担い手にメリットのある国支援事業の活用を検討しながら進める。

・基盤整備への取組方針

早期の農業生産基盤の安定化を目指し、棚井平用水路整備事業の着手に向けて国事業の耕作条件改善事業を活用するため、受益農家が連携を図る。

・中山間地域等直接支払交付金の活用による営農環境整備の取り組み方針

集落協定組織を中心に農地法面、水路、農道等の定期点検を通じて、必要に応じた補修・改良を行う。また、集落ぐるみの共同取り組み活動による農業生産活動等の維持を図るとともに、集落営農組織について検討する。

・鳥獣被害防止対策の取組方針

有穂地区について柵、ネットなどの設置や維持管理により鳥獣害防止対策を図る。

・多面的機能支払交付金の活用による農地維持の取り組み方針

地域資源の基礎的な保全活動、農村環境保全活動を継続して実施する。また、施設の長寿命化のための活動（神谷区農業用水路パイプライン化、小久須見地区農業用水路補修、在原地区農業用水路補修）を継続して実施する。